

糸保第 66 号
令和 4 年 5 月 6 日

認可外保育施設長 様
認可外保育施設へ
児童を通わせている保護者 様

糸満市長 當銘 真栄



教育・保育施設における登園自粛の要請と減免費用の補助について (通知)

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和 4 年 3 月 24 日付糸保第 637 号文書にて登園自粛の要請を行った際、減免費用の補助については調整中とお知らせしておりましたが、予算が整いましたので、登園自粛について保育料を減免した認可外保育施設に対して補助を実施いたします。

つきましては、家庭での保育が可能な世帯は、登園自粛へのご協力をお願いいたします。なお、家庭での保育ができない世帯について、施設におかれましては、通常通りの保育を行っていただきますようお願いいたします。保育料の減免などについては以下の通りです。

登園自粛要請期間（減免費用を補助する期間）

令和 4 年 4 月 1 日 (金) から当面の間

※遡って適用します。また終了する場合は別途通知します。

保育料の減免について

施設が登園自粛について保育料を減免した場合は、費用を補助いたします。補助のやり取りは施設と市との間で行います。

お問い合わせ先 糸満市役所 保育こども園課 TEL : 098-840-8131